告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）を「旧細目告示」に、「低排出ガス車認定」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（第七項第一号及び次条において「低排出ガス車認定」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4　法附則第三十条第三項に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

5　法附則第三十条第三項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6　法附則第三十条第三項に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める同法第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第八条の三の五第一項の次に次の一項を加え、同条を附則第八条の三の四とする。

2　法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示による改正前の細目告示（次項、第五項及び第七項第一号ロにおいて「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（第五項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

附則第十三条の三第二項第一号ロ中「第二十条の二第二十二項」を「第二十条の二第二十項」に、「同条第二十四項若しくは第二十五項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に、「同条第二十三項又は第二十四項」を「同条第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第二十条の二第二十三項又は第二十四項」を「第二十条の二第二十一項又は第二十二項」に改め、同条第五項の表第二項の項及び第三項の項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第九項」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十項第二号中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に改め、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に、「第二十条の二第二十五項」を「第二十条の二第二十三項」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十一項」に改め、同条第十二項中「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第十三条の四第三項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二条の二第五項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第二十二条の三の見出し及び同条中「附則第三十一条第七項」を「附則第三十一条第六項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第五項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同号ロ中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第三項第二号」を「附則第三十一条第四項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第四項第二号」に、「附則第五十一条第四項又は第五項」を「附則第五十一条第三項又は第四項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第五項第三号」を「附則第三十一条第四項第三号」に、「附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第五項第一号」を「附則第三十一条第四項第一号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第五十一条第六項の規定の適用を受けようとする場合　次」を「附則第五十一条第五項の規定の適用を受けようとする場合　次」に改め、同号イ及びロ中「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ハ中「附則第三十一条第六項第一号」を「附則第三十一条第五項第一号」に、「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号ニ中「附則第三十一条第六項第二号」を「附則第五十一条第五項第二号」に、「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第二十三条を削る。

附則第二十三条の二の見出し中「附則第三十二条の二」を「附則第三十二条第二項」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十二条の二第二項」を「附則第三十二条第二項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等の所有者」を「法附則第五十四条第一項に規定する政令で定める自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の所有者」に改め、「又は第四百四十四条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「、個人番号又は法人番号」を「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下イにおいて同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下イにおいて同じ。）」に、「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「当該対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同号ロ及びハ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項」を「対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第一項」に改め、同号ニ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ホ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十四条第一項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に改め、同号ヘ中「当該対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に、「法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イ」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項」に改め、「引取業者」の下に「（第三号及び第四号において「引取業者」という。）」を加え、同号ト中「法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内自動車（法附則第五十四条第一項に規定す